

平成26年度第3回高崎市子ども・子育て会議 会議録概要

- 日 時 : 平成26年11月18日(火) 午後2時00分～午後3時30分
- 場 所 : 高崎市役所 本庁舎17階 171会議室
- 出席者 : 別紙のとおり
- 傍聴者 : 5人
- 会議に付した案件
 - ・ 子ども・子育て支援新制度に係る各基準を定める条例の骨子(案)に関するパブリックコメントの実施結果について
 - ・ 高崎市子ども・子育て会議の所掌事務の改正について
- 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 高崎市子ども・子育て会議 委員名簿
 - ・ 資料1
 - 子ども・子育て支援新制度に係る各基準を定める条例の骨子(案)に関するパブリックコメントの実施について
 - ・ 資料2-①
 - 高崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)骨子(案)
 - ・ 資料2-②
 - 高崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)骨子(案)
 - ・ 資料2-③
 - 高崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(仮称)骨子(案)
 - ・ 資料2-④
 - 高崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)骨子(案)
 - ・ 資料3
 - 子ども・子育て支援新制度に係る各基準を定める条例の骨子(案)に関するパブリックコメントの実施結果について
 - ・ 資料4 高崎市子ども・子育て会議の所掌事務の改正について
- 会議録 : 別紙のとおり

○ 出席者（委員）：１８名

番号	所属団体等	氏名	当日 出欠
１	高崎市医師会	新井 英夫	
２	高崎市区長会 副会長	飯野 茂	
３	公募市民	小澤 健一	
４	高崎市保育協議会 会長	狩野 章	
５	公募市民	後閑 紀子	
６	日本労働組合総連合会群馬県連合会 高崎地域協議会 事務局次長	越澤 恭行	
７	元教育委員長、あすなろ学童クラブ代表	小見 勝栄	
８	高崎市ＰＴＡ連合会 常任理事	小峯 希子	
９	高崎市学童保育連絡協議会 会長	鈴木 宏輝	
１０	高崎市民生委員児童員協議会 主任児童委員連絡会会長	高橋 鈴子	欠席
１１	高崎健康福祉大学 教授	千葉 千恵美	
１２	高崎市私立幼稚園父母の会連合会 会長	土岐 輝美	
１３	高崎市小学校長会 城南小学校長	永井 典代	
１４	高崎市心身障害者等連絡協議会 会長	中澤 登	
１５	高崎市保育協議会保護者会 会長	長澤 尚胤	
１６	高崎市私立幼稚園協会 副会長	蜂須賀 和夫	
１７	高崎市母子等保健推進協議会 副会長	樋口 啓子	
１８	高崎市社会福祉協議会 会長	松橋 亮	
１９	高崎市児童文化スポーツ連合会 理事長	吉井 良弘	欠席
２０	認定こども園の代表者	和田 辨孝	

○ 出席者（事務局職員）：１８名

○ 会議録

1. 開会 (事務局)	ただいまから平成26年度第3回高崎市子ども・子育て会議を開会させていただきます。 また本日の会議は出席予定18人となっておりますが、2人ほど遅れるとのご連絡を受けております。そして欠席2人でございますので、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第2項の開催要件を満たすことをご報告いたします。繰り返しになりますが、高崎市情報公開条例第30条の規定に基づき、会議は公開となっておりますので、併せて報告させていただきます。また、高崎市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条第2項の規定により、傍聴者による録音、ビデオ等の撮影は禁止しておりますが、報道関係者に限り、写真撮影を許可しております。 それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。
2. 新委員委 嘱状交付 (事務局)	はじめに次第2「新委員委嘱状交付」でございます。 今年度より、母子等保健推進協議会から新たに委員をご推薦いただきましたので、子ども・子育て会議委員として委嘱させていただきます。 (子育て支援担当部長から新委員に委嘱状を交付) それでは新しく委員になられた方から一言ごあいさつを頂戴したいと思います。 (新委員の自己紹介) ありがとうございました。それでは、次に進めさせていただきます。
3. 会長あい さつ (事務局)	続きまして、次第3「会長あいさつ」でございます。会長からごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。 (会長あいさつ) ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。 議事の進行は、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第1項により、会長が議長となることになっておりますので、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
(会長)	これより議事の進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。 議事の協議に入る前に会議録の署名人の指名をさせていただきます。高崎市子ども・子育て会議運営規則第3条第2項に会長が会議録署名人1人を指名することになっておりますので私から指名させていただきます。当会議の会議録署名人として委員Aを指名したいと思います。委員Aは、当会議の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
4. 議事1 (会長)	それでは議事に入ります。まずは議事1「子ども・子育て支援新制度に係る各基準を定める条例の骨子(案)に関するパブリックコメントの実施結果について」を議題いたします。 前回の会議で、新制度のスタートにあたり市が条例で定めることとなっている基準について、事務局から国の基準の説明があり、その後、高崎市の基準を定めるために市の

	考え方を示したパブリックコメントを実施して、その結果を子ども・子育て会議で報告することになっていましたと思います。今回はその結果がまとまったということですが、まずは事務局から説明をお願いします。 （子ども・子育て支援新制度に係る各基準を定める条例の骨子案に関するパブリックコメントの実施結果について事務局から説明を行った。） 事務局からの説明は終わりました。 市が定めることとなっている4つの基準条例について、パブリックコメントの結果を受けて高崎市の考え方が示されましたが、委員の皆様からこのことについて何かご質問等はございますか。
（委員B）	その他の意見として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的な拡大という意見がありますが、これは幼稚園が認定こども園に移ることがとても重要な課題だと思うのですが、今何園くらいがこども園に移ると想定されているのでしょうか。また高崎市でどのくらいこども園に移ってほしいか目標値とかあるようでしたら、教えてください。
（事務局）	現在、正確に幼稚園が何園移行するというような数字は今のところ申し上げられる段階ではございませんが、数園は移行すると思っております。 2つ目の質問といたしまして、高崎市で目標値があるかどうかということですが、こちらについては、基本的にこども園に移行することに関しましてはそれぞれ園での裁量となり、園で判断をして移行できるということになっておりますので、そういった形で対応させていただいているところでございます。以上です。
（委員C）	保護者・幼稚園関係者としてお話をさせていただきますが、私立幼稚園は4つの選択肢を迫られておりますが、増税の時期がずれるということになりますと、新たにこども園になったとしても、運営費に関しての満額が入ってこないという状態になり、施設型給付で高崎市にお世話になる場合も運営費の部分でかなり厳しくなるのですが、それは例えば1年半時期がずれるとすると、その間に高崎市の方で補填といたしますか、そういうことを予定されているのでしょうか。ちょっと答え辛いと思いますが、非常に大切なことですので、申し訳ないですがよろしく願いいたします。
（事務局）	はい、お答えを申し上げます。今委員さんおっしゃられましたように、消費税率10%がいろいろと議論されているところですが、新制度については消費税率10%への引き上げの財源が前提となっているということで、制度が組み立てられております。委員さんがおっしゃられた運営費の部分で、経営の方に影響が出てしまうので補填をということですが、国の方でもまだ正式に制度もいつになるということも出ていない状況でございまして、なおかつそこに対しての国での財政措置の部分が明確に示されておられませんので、現在のところ市の方でその部分についてどうするのかというお話は今の段階では出来ないという状態でございます。以上でございます。

(委員D)	公立の幼稚園がこども園に全部かわるというような、公立自体が積極的に、この子ども・子育て支援新制度に対して行うというような案というのはあるのでしょうか。
(事務局)	現在、子ども・子育て、学校教育・保育の総合的な提供ということで、公立幼稚園をどういうふうにしていけば市民ニーズに応えられるのかということを検討しているところでございます。それがこども園というかたちをとるのが望ましいのか、それとも今の幼稚園、それに何かプラスしたかたちでやっていくのがいいのか、保育料等の問題も含めて現在検討しているところで、今明確に答えることができなくて申し訳ないのですが、皆様のニーズに応えられるようにということで、検討させていただきたいと考えております。
(会長)	他にございますか。ないようですので、それではここで「子ども・子育て支援新制度に係る各基準を定める条例の骨子（案）に関するパブリックコメントの実施結果について」の協議は終結いたします。
4. 議事 2 (会長)	次に議事（２）「高崎市子ども・子育て会議の所掌事務の改正について」を議題いたします。 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う高崎市子ども・子育て会議の所掌事務の改正について、事務局から説明を行った。） 事務局からの説明は終わりました。 新制度の施行にあたり、幼保連携型認定こども園の認可等について調査審議する権能を、この子ども・子育て会議に持たせるといったことになるようですが委員の皆様から何かご意見やご質問等はございますか。
(委員C)	メンバー全員がそのまま入るということですか。それとも何名かピックアップして新たに会をつくるということでしょうか。
(事務局)	こちらの条例では、基本的にメンバー全員でご協議、ご意見を頂戴したいと考えております。 また、まだ検討段階であるということでお話をさせていただきますが、例えばこの中に認定こども園に移行したいという当事者になる可能性がある方もいらっしゃいますので、その場合についてはもしかしたら協議に加わっていただかない方向性というものも検討して参りたいと考えておりますが、今の段階でそれが決まっているというものはございません。よろしくお願いいたします。
(会長)	ほかにはございませんか。 それではないようでございますので、ここで「高崎市子ども・子育て会議の所掌事務の改正について」の協議は終結いたします。以上で本日の議題はすべて終了いたしました。それではここで進行を司会に戻したいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)	会長、議事の進行、ありがとうございました。
5. その他 (事務局)	続いて、次第5「その他」といたしまして、委員の皆様から本日の議題以外のことでご意見等はございますか。
(委員C)	他の市町村では利用定数の認可について、子どもたちは本来経済状況等を見てもらって、幼稚園に入る1号子どもであるという証明をもらわなければならないわけです。その書類の配布等が始まっている自治体があるのですが、高崎市ではまだそういったことがないので、近隣の市町村で心配しているところもあるのですが、高崎市の進捗状況はどうなっているのでしょうか。教えてください。
(事務局)	1号認定の手續の件につきましては、順次対応させていただいております。先週も一部の幼稚園さんにご案内をさせていただいております。今高崎市の方では、各幼稚園さんが最終的にどちらの方向性で行くか、最終的な決断を見ているところです。私どもの方でそれぞれのご意向を確認できたところから順次1号認定のご案内をさせていただくということで、準備をさせていただいております。市外の園においても、この2、3日中に文書でのご案内をする予定でありますので、滞りなく進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
(委員C)	もう1つ大事なところですが、利用者負担については、前回の時に仮の国の基準を紹介していただいたのですが、高崎市の利用者負担の金額というのは、いつ頃保護者にお話できるのでしょうか。
(事務局)	いつごろというのは明言できる状況にありません。大変申し訳ありませんが、まさに今、検討しているというところで、他市町村に比べまして、若干遅れておりまして、その辺については大変申し訳ないというふうに思っております。ここにきてまた消費税の先送りということもあって、また更に不透明感が強まってしまったわけですが、なるべく早い段階で、お示しできるようにしたいと考えております。よろしくお願いいたします。
(委員E)	現在、認定こども園は子育て支援と一時預かり事業を私学助成で補助をいただいてやっているのですが、それについて新たな認定こども園になると私学助成が受けられなくなるのですが、国の方では市町村でやってもらいたいというふうになっているのですが、検討していただいているのでしょうか。
(事務局)	一時預かりについては、国の方だと新制度に移行する園、現行どおりの園、いずれも私学助成も使えますし、市町村の委託も可能だと線を引いているのだと思います。今、来年度の予算を検討しているところでございまして、先月9月下旬に国の方から示された仮単価で、高崎市で実施した場合にどのくらい事業費を要するのかということも含め

(委員F)	て、検討しております。この予算の過程の中で、結論を見ていきたいと考えております。 それから子育て支援ですが、これについては県の担当の話ですと、従来の私学助成の補助で言いますところの子育て支援、それがどういうふうに国の方が制度化するかというのは検討中だと聞いております。ですので、私どもといたしましても、国の決定を待って県からの情報を待ちたいと考えております。以上です。 新制度をつくるというのに、ほぼすべてが国の基準どおりということになると、何のために、新制度をつくるためにご努力をしているのかがわからなくなってしまいます。まちづくりという基本理念の中で、子育てをするなら高崎市ということを全面に出していくのならば、他の市から比べるとこんなことをやられていて非常にいいなと、高崎に引越しをして、保育園や幼稚園、学童保育に預けようということが、目玉になるようなものが何かないかなというのを非常に感じます。これを見ると、ほとんど国の基準どおりとなっております。高崎市は、今まですでに国の基準を上回って小学校6年生まで受入れているとか、その他いろいろな国の基準を一步超えた制度が入っていたので、今国の基準どおりになって、高崎市は何ができるのかというふうに思ってしまうと思います。 現実に学童は今、児童数の23%くらいの方が利用しています。年々、これは増えているのですね。これに対する対応が非常に難しくなっているのですけれども、その中で、ひとり親家庭、第2子、第3子などに対する優遇措置はとっておりますけれども、他にも問題はございます。例えば、高学年になってくると学童を退所していく児童が非常に多いのです。その理由はもちろん他の要素とも絡まるのですが、保育料をある程度、高学年に対して手当をしてあげられるようになると、高学年でも安心して残ることができると思います。最近、夏休みだけ預かってもらってもいいですかとか、そういう子が非常に多くなっているんで困るのですね。それから参考までにですが、お父さん、お母さんの働き方が非常に低賃金になってきて、ほとんど派遣やパートになってくるために、学童の利用について、お母さんの派遣が切れちゃったから子どもはお休みさせます。また働き口が見つかったら、お願いします。というようなことも、珍しくない時代になったので、こういったところにも何らかの手当ができないかなというのを感じています。そういった中で、高学年の保育料について、いろいろなかたちに配慮して安心して続けられるようなことが出来ないかなというのをよく感じます。 それから、ここにも職員の確保というのがありますけれども、最近、学童は職員を募集しても集まってこないのですよ。あんな大変で、あんな低賃金で、やたら文句ばかり親に言われて、労を多くしてとって、やめてしまうのですね。いろいろな理由もありますが、是非これは目指すべきものとして、高崎市では出来るだけ早いうちに、市がイニシアティブをとって、支援員の給与体系や身分保障がきちんと出来るような、新制度の中ではそのようなものを目指すということをはっきりしてもらいたいと思います。それと同時に、高崎市も学童保育の保育料も全部が共通になって、安心してどここの学童に行っても先生の給与は全部統一されている、保育料も同じになっている、どこにいても安心だというようなものを目指して取り組んでもらいたい。それから学童の運営の仕方というのは地域の運営委員会方式で簡単そうに見えるのですけれども、年
--------------	--

	間1,000万円を越える事務会計を父母の人たちの会計さんがやらなければならないという混乱がありまして、最近では会計事務所をお願いをしている状況もあります。それもまた大きな多額のお金がかかるということもありまして、それに年々事務量が複雑化・煩雑化して大変になっているのを出来るだけ簡略化して、事務をある程度行えるようにしてくださいということと、事務をしていくものに対する補助のようなものをある程度やって、共通の書式でできるようにならないかなということが一番の願いです。新制度の目指すべきものとして、そういったことをある程度明確にしていきたいなと思います。国の基準どおりだけではどうもすまないのではないかなというふうに思いますので、その辺のお考えはいかがでしょうか。
(事務局)	今回定めさせていただいたく予定のものは最低基準条例ということですので、これは国の基準に沿うということになっているのですけれども、委員Hご指摘のように、まさしく高崎市の学童はこういうものだという色を出すためには、今後の運営ですとか条例の運用上どうやっていくかということが一番大きな問題だと捉えているところでございます。その中で今ご指摘いただきました、幼稚園や保育園では保護者の負担軽減ということで、第2子が同時に入園された場合には、保育料が半額になるという制度がありますが、学童保育では各運営委員会で決めていただくという形になっておりまして、必ずしも市として負担軽減という部分が、若干はあるのですけれども、保育料に比べて十分かといわれれば、必ずしも十分ではないというところもあるという部分は認識させていただいているところでございます。 それともう1点の1,000万円からのお金を、極端な話をしてしまうと、毎年変わってしまうような方が担っていくというところの負担ということが強く指摘をされているところですが、こちらのことについても、どういった軽減のやり方があるかということも、今学童を運営されている方と一体になりまして、検討をしていければと考えているところでございます。 あともう1点の職員の確保の問題、これは非常に大きな問題でございまして、国も考えているところで、今年の9月補正で、保育所も同じですけれども、職員の待遇を改善するというので、概ね1人当たり1月1万円程度の給料改善をできるような補助制度が立ち上げられたところであります。しかし、この補助制度自体も今のところ、国では単年度の補助制度といっておりますので、新制度の中でどうなるかということにはまだ明らかになっていないところがありますので、市とすれば、当然こういうものを続けていくことができなければ望ましいことだと考えているところでございます。その辺につきましても、運営をなさっている方々と一体になりまして、一緒にどういった方向がいいのかということのを早いうちに検討していければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
(委員G)	増税が延期になった場合、この会議自体に関して影響はあるのですか。
(事務局)	影響はございません。

(委員G)	今日の会議で審議した骨子を来月の定例会に出されるということですが、その条例はこの会議で見せてもらってから市議会に提出するのですか。それともみなさんでお作りいただいて、そのまま提出されるのでしょうか。
(事務局)	条例の実際原案につきましては、こちらの会議にお示しをするという予定はありませんけれども、こちらの方で示させていただきました骨子を大幅に逸脱して定めるということではございませんので、この内容に沿って定めさせていただく予定でございます。ご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
(委員H)	学童保育のことで恐縮ですが、この場におきまして提起したいと思っております。 新制度のことを考えることで、どうしても新しい取組みということになるかと思うのですが、現在学童保育の運営は、先程のいろいろな書類の中にも入っておりますけれども、地域の運営委員会にお願いして、その運営委員会が頑張っている、ただ実態は保護者の方がほとんどやっていることが多いということというのは周知のことではあると思いますが、実は30年、40年前には学童がなくて、この地域には学童クラブが必要なのだといった頃にはたぶん相当に地域の活力というものがあまして、いろいろな方が知恵を絞って、苦労して立ち上がってきたという歴史があると思うのです。一方、今の時代になってみますと、すべての学校や地域に学童クラブがある高崎市の現状といたしましては、かつての地域の志といいますか、成り立ったというその勢いがちょっと変わってきている訳なのです。いい意味では個々それぞれの個性というところがあるのですが、実をいうと、目を瞑りたくなるようなところもなかにはあります。ですから提起したいというのは、地域の力で立ち上がってきた学童、そこを運営委員会としてやってきた学童ではあるのですが、ある程度このあたりで、行政側のほうから多少権限というものを伴ってまとめるというような方向性を多少打ち出さないと、終いには空中分解してしまうのではないのかなという危機感をとても持っております。ですから全部がそんな悪い状況ではないというふうに念を押しますけれども、運営というのはだいぶ以前とは違っておりますし、地域の関わり方もあまりにも様々なのです。ですからその辺りを、これは消費税とは関係がない話だとは思いますが、制度という純粋な意味で、新たに考えていただきたいし、これからも考えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
(事務局)	貴重なご意見として承っておきたいと思っております。例えばの話ですが、月に1回とまではいかないまでも、何ヶ月かに1回、全学童の方にお集まりいただいて、説明会や会議を開くというところから始めて、そういった共通の理解をだんだん深めていきながらまとまっていく、そういう方向もございますし、集まっていた中で、うちはこうやっている、うちはこうやっているという意見を出し合いながら、どういう方向があるか考えていけるような方法も考えられると思いますので、そういったところも順次検討していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。
(委員I)	今の先生方からの学童の件が出まして、ひとりの保護者として、市の皆様にご理解を

	いただきたいのですけれども、子どもというのはだんだん大きくなります。小学生になりますと、小学生、中学生は社会です。いろいろな子がいます。そういう子たちが学校の学童に入ります。何が一番大事かといいますと、やはり指導員のリーダーシップです。その指導員の方が、賃金が安いのですとか、ちょっと保護者の方にクレームがあるとかということで、年中変わると子どもはやはり落ち着かないですね。一番大事なのは小学校に入って低学年の学童に慣れるまでです。個々の学童に必ず市の職員が1人いてもいいのではないのかなと思います。その方がリーダーシップをしっかり握って引っ張ってあげれば、必ずみんな同じ方向を向くと思うのです。学童の方向性を地域に委ねていただくと、いろいろな意見やいろいろな柵がありますから、ちっともまとまらないです。まとまらないから、子どももまとまりません。いい子どもを育てようと思っても、いい子どもが育たないです。そのくらい今、学童っていうのは小学生に必要とされております。必要とされていますけど、預けたくても預けられないとなると、一生懸命お母さんも稼ぎたいけれども、学童で子どもをみてもらうことが出来ないから稼げない、稼げないから塾にやれない、塾に行っている子どもはどんどん、どんどん成績が上がります。塾に行けない、お母さんも働けない、学童に預けられず家で子どもを看なくてははいけないから働けないという家庭の子どもはどんどん低学年のうちに学力に差がついてしまう。その子達が中学に入ると、そこでみんな道がしっかり分かれてきますので、非常に小学校の学童というのは、私大事なのだと思っております。特に、指導員の先生ですね。その辺を高崎の子ども・子育て会議で、いい子どもを育てていこうという会議だと思っておりますので、検討いただければと思います。
(事務局)	貴重なご意見ありがとうございました。目指す方向は委員さんおっしゃった方向性で我々も考えているところではあるのですけれども、市の職員を1人ずつ各学童に配置するというご意見については、この場で出来るか否かのお答えは保留をさせていただきたいと思っておりますけれども、いただいたそれ以外の部分というのは我々も共通していることだと思っておりますので、それに向かって進んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。他にございますか。
6. 閉会 (事務局)	それでは時間も来たようですので、これをもちまして平成26年度第3回高崎市子ども・子育て会議を終了させていただきます。会議を閉会いたします。